

## 金融庁設置法第四条第三号ノに規定する指定紛争解決機関を定める政令の概要

金融庁設置法第四条第三号ノの規定に基づき、金融庁の所掌事務である検査その他の監督の対象として銀行法等に規定された指定紛争解決機関を定めることとする。